

第5回 宇宙活動法基準・安全小委員会

宇宙活動法改正等を踏まえた施行規則及び審査基準の改正案
並びにガイドライン改正の方向性について

内閣府宇宙開発戦略推進事務局

2026年9月7日

目次

1. 施行規則等の改正方針案
2. 法改正の概要
3. 施行規則改正案の概要
4. 審査基準改正案及びガイドライン改正の方向性の概要
5. マニュアルの改正の方向性の概要
6. 今後のスケジュール

1. 施行規則等の改訂方針案

施行規則等の改訂方針案

- 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年法律第39号。以下「改正法」）が**令和8年6月17日に公布**。改正法において、公共の安全を確保しつつ、ロケットの打上げに関する多様な需要に対応するため、人工衛星の軌道投入を中心に規制する体系から、ロケット単体での打上げに係る規制体系を整備することにより、ロケットの打上げそのものに着眼した規制体系へと転換。
- 改正法により、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成28年法律第76号。改正法により「宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律」に改題。以下「法」）が一部改正され、①開発段階の試験打上げとして、ダミーペイロードを搭載して行う打上げ等、人工衛星の搭載又は分離を伴わない打上げを許可対象に追加するとともに、②人工衛星に該当しない人工の物体についても、打上げ前にその構造が基準に適合していることを認定する制度を創設。
- 上記法の一部改正は、**公布日から起算し1年以内に施行**されることから、**人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則**（平成29年内閣府令第50号。「宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則」に改題予定。以下「施行規則」）、及び**人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に基づく審査基準・標準処理期間**（「宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律に基づく審査基準・標準処理期間」に改題予定。以下「審査基準」）において**法の改正事項を反映し、併せて国会での指摘や外国制度等を踏まえて基準や手続の見直し**を行う。
- 併せて、許可等に係るガイドラインや申請マニュアルについても改正する。

＜施行規則等の改訂方針案＞

①法改正を受けた対応

法改正を踏まえ、必然的な対応を行う。

②法案審議における指摘事項への対応

法案審議での指摘を踏まえ、審査の効率化等を行う。

③多様なロケットの打上げ形態への対応

我が国に出現しつつある多様なロケットの打上げ形態に適切に対応するため、先行する外国制度を踏まえた基準等の整備を行う。

④その他

運用状況等を鑑みた適正化等を行う。

ご審議いただく対象

※題名は改正法施行後のもの

法律

宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律

政令

宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行令

府令

宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則

宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律に基づく審査基準・標準処理期間

基準等に関するガイドライン

※今回は改正の方針のみをご提示。
次回改正案をお示し予定。

- 宇宙ロケットの打上げに係る許可に関するガイドライン
 - 別紙 傷害予測数計算条件及び方法(宇宙ロケット)
- 宇宙ロケットの設計の確認に関するガイドライン
- 打上げ施設の適合認定に関するガイドライン
- 特定人工衛星の管理に係る許可に関するガイドライン
 - 別紙 傷害予測数計算条件及び方法(人工衛星等)
- 搭載前人工衛星等の適合認定に関するガイドライン <新設>
- 人工衛星等との衝突防止に係るガイドライン
- 軌道上サービスを実施する特定人工衛星の管理に係る許可に関するガイドライン
- 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律に基づく第三者損害賠償制度に関するガイドライン

申請マニュアル

※今回は改正の方針のみをご提示。
次回改正案をお示し予定。

- 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律に関する申請マニュアル(宇宙ロケット) <新設>
- 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律に関する申請マニュアル(人工衛星等) <新設>
※分量の関係から、申請マニュアルを宇宙ロケット用マニュアルと人工衛星等用マニュアルの2つに分割
- 宇宙物体登録に係る情報提供マニュアル

2. 法改正の概要

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律の概要

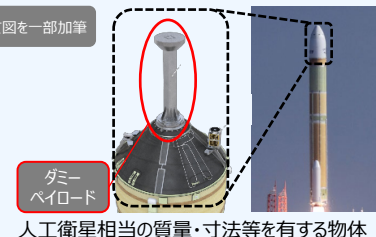
1. 背景

- 我が国の宇宙開発利用は、近年、**新規参入事業者の急増や技術革新の進展等により急速に多様化**している。これに伴い、ロケットの打上げを取り巻く環境も大きく変化し、その開発競争が激化する中で、**様々な形態でのロケットの打上げが出現**しつつある。
- こうした変化を背景として、**打上げ価格の低廉化等**の状況が生じており、制御されないモニュメントや研究用の人工の物体が地球を回る軌道又はその外に投入されるなど、**打ち上げられる物体の多様化が進んでいる**。
- 現行の「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」（以下「宇宙活動法」という）は、**軌道上で制御される人工衛星の軌道投入を中心に規制する体系**となっており、**多様なロケットの打上げや打ち上げられる物体に対応できていない**。

2. 法律の概要

- I. 公共の安全を確保しつつ、ロケットの打上げに関する多様な需要に対応するため、ロケット単体での打上げに係る規制体系を整備することにより、人工衛星の軌道投入を中心に規制する体系から、**ロケットの打上げに着眼した規制体系に変更**【宇宙活動法】
 - **更なる多様なロケットの打上げ形態（新たな宇宙輸送）に対応するための制度的基盤を整備**
 - ① 開発段階の試験打上げにおいてダミーペイロードを搭載して行う打上げ等の、**人工衛星の搭載又は分離を伴わない打上げを許可対象に追加**
 ※損害賠償担保措置・無過失責任等を前提として、政府補償の対象に追加。
 - **ロケットの開発を促進し、民間による新たな宇宙輸送の実現を後押し**
 - ② **人工衛星に該当しない人工の物体を規制対象に含めるとともに、投入される軌道等に応じ、その構造が基準に適合していることを打上げ前に認定する制度を創設**
 - **公共の安全確保や宇宙空間の有害な汚染等を防止、軌道上活動を活性化**
 - ③ ロケットや人工衛星の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を①・②にも適用
 - **被害者保護も徹底し、引き続き我が国の責任ある宇宙活動の実現を図る**
- II. **宇宙基本法の基本的施策に宇宙開発利用に係るロケットの開発等に必要な機器、技術等の研究開発の推進を追加**するとともに、宇宙開発利用に係る「公共の安全の確保」を明記【宇宙基本法】
- III. **宇宙政策委員会の調査審議の対象を拡充**し、上記 I ①の新たな打上げ形態における安全の確保や宇宙環境の保全に関する重要事項を対象に位置付けるなど、所要の改正を実施【内閣府設置法】

©JAXA ※内閣府にて図を一部加筆



モニュメント ©SpaceX



制御用無線設備を搭載しない人工の物体
©近畿大学



3. 施行期日

公布の日から起算して1年以内で政令で定める日 ※宇宙基本法は公布の日

国会における審議経過

令和8年3月27日 閣議決定

令和8年4月15日 参議院・デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会 提案理由説明

令和8年4月22日 参議院・デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会 法案審議

令和8年4月24日 参議院・本会議採決（可決）

令和8年6月3日 衆議院・内閣委員会 提案理由説明

令和8年6月10日 衆議院・内閣委員会 法案審議

令和8年6月11日 衆議院・本会議採決（可決）・成立

令和8年6月17日 公布

<審査効率化等に関する質疑例>

■ 第221回国会 参議院 デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会 令和8年4月22日

○安野貴博君

反復的な打ち上げの審査について、大臣にお伺いしたいと思います。近年、衛星コンステレーションと呼ばれる事業形態、急速に拡大しておりまして、同一設計の衛星を数十機から数千機程度で低軌道に打ち上げる、そういったようなビジネスモデルがございます。事業者からは、ほぼ同一設計の衛星であるにもかかわらず、一機ごとの許可申請と構造審査必要との指摘がございます。こうした類似する案件に関して、審査結果の共通化であるとか再利用を求める事業者の要望、対応する方針はあるか（略）。

○国務大臣（小野田紀美君）

（略） 我が国の宇宙産業の発展のためにも、これら審査の効率化というのは重要な視点でありまして、十分な実績のある事業者への対応としては、過去の審査実績を踏まえた関連ガイドラインの修正や運用の更なる効率化を図るなど、公共の安全の確保を前提に不断の見直しを行ってまいりたいと考えています。

■ 第221回国会 衆議院 内閣委員会 令和8年6月10日

○川裕一郎君

年間三十件のロケット打ち上げ目標の実現に向けて、内閣府が司令塔となり、関係法令の手続を一元化するワンストップ体制の構築や審査の迅速化をどのように進めていくのか（略）、小野田大臣の見解を求めます。

○国務大臣（小野田紀美君）

（略） 内閣府としては、政府全体の司令塔として、ロケット打ち上げの高頻度化を目指して、手続の簡素化など、不断の改善を図ってまいりたいと考えています。（略）

3. 施行規則改正案の概要

※ 3. にて改正後の法の条文を引用する場合は「法第○条」、施行規則改正案の条文を引用する場合は単に「第○条」と記載する。

施行規則改正案の概要

- 以下の改正を検討しているところ、ご意見いただきたい。
- 特に、（６）、（７）、（８）については、国会審議等を踏まえて事務局にて対応を検討したものであり、これまで宇宙政策委員会等でご意見をいただけていない点であるため、本日ご意見いただきたい。

- （１）法改正に伴う改正（①）
- （２）条文構造明確化のための追加（①）
- （３）搭載前人工衛星等の適合認定制度の新設に伴う改正（①）
- （４）許可証明書が法定されたことに伴う追記（①）
- （５）申請効率化のための改正１（許可証の写しの削除）（②）
- （６）申請効率化のための改正２（まとめ申請、まとめ変更申請等）（②）
- （７）外国の基準との調和を図るため等の改正（安全上重要なシステム等）（③）
- （８）締約国外国政府の許可等があった場合の省略規定を追加（外国との相互承認に向けた対応）（③）
- （９）欠格事由の該当有無の確認方法の変更に関する改正（④）

＜施行規則等の改正方針案＞（再掲）

- ①法改正を受けた対応
- ②法案審議における指摘事項への対応
- ③多様なロケットの打上げ形態への対応
- ④その他

（１）法改正に伴う改正

趣旨

- **法改正に伴う用語の変更や制度の変更**を反映する。

改正案の内容

改正事項	法改正の内容	施行規則改正案の内容
規制体系の転換	人工衛星の軌道投入を中心に規制する体系から、 ロケットの打上げそのものに着眼した規制体系 へ転換 ・「人工衛星等の打上げ」→「宇宙ロケットの打上げ」 ・「人工衛星の打上げ用ロケット」→「宇宙ロケット」	用語変更を反映
ロケットの設計の 確認制度	「 人工衛星の打上げ用ロケットの設計の型式認定 」 を「 宇宙ロケットの設計の確認 」に変更 ・ 型式別施設安全基準 → 設計別施設安全基準	用語変更を反映 基準を整備 ※（７）にて後述
「特定人工衛星」 の定義	人工衛星のうち、位置等を制御することができるものを 「 特定人工衛星 」と定義	用語変更を反映
人工衛星等の 適合認定制度	人工衛星に該当しない人工の物体 についても、 打上げ前にその構造が基準に適合していることを認定 する制度を創設 ・ 搭載前人工衛星等の適合認定の新設	打上げ許可において、搭載する人工衛星等の 構造審査を追加 ・ 人工衛星等汚染等防止・安全基準を整備 ※（７）にて後述 ・ 搭載前人工衛星等の適合認定の申請手続 等を規定 ※（３）にて後述
特定人工衛星 制御等基準	特定人工衛星制御等基準 の新設	基準を整備 ※（７）にて後述
その他		条項ズレの反映

(2) 条文構造明確化のための追加（目次、章、節）

趣旨

- 現行施行規則には章節がなかったところ、条文構造を明確化する観点で章節を新設する。

改正案の内容

- 目次の新設
- 以下の章節を新設

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 宇宙ロケットの打上げに係る許可等

第1節 宇宙ロケットの打上げに係る許可（第5条～第12条）

第2節 宇宙ロケットの設計の確認（第13条～第15条）

第3節 打上げ施設の適合認定（第16条～第18条）

第4節 搭載前人工衛星等の適合認定（第18条の2～第18条の4）

第5節 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例（第19条）

第3章 特定人工衛星の管理に係る許可等（第20条～第31条）

第4章 内閣総理大臣による監督（第32条）

第5章 ロケット落下等損害の賠償（第32条の2～第36条）

第6章 雑則（第37条）

附則

(3) 搭載前人工衛星等の適合認定の新設に伴う改正

趣旨

- 法改正によって新設された搭載前人工衛星等の適合認定について、手続等を規定する。

改正案の内容

<法改正事項>

- 宇宙ロケットに搭載する前の人工衛星等を「搭載前人工衛星等」と定義（法第2条第8号）し、搭載前人工衛星等の適合認定制度を新設した（法第18条の2）。
 - 申請する場合には、以下の書類を提出する（法第18条の2第2項）。
 - ①申請書（以下1～4を記載）
 - 1. 氏名又は名称及び住所
 - 2. 搭載前人工衛星等の投入先又は配置先
 - 3. 搭載前人工衛星等の構造
 - 4. その他内閣府令で定める事項
 - ②所有権その他の管理の権原を有していることを証する書類
 - ③構造が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合していることを証する書類
 - ④その他内閣府令で定める書類
 - 搭載前人工衛星等の構造が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合していると認めるときは、搭載前人工衛星等認定書を交付することによって適合認定を行う（法第18条の2第3項・第4項）。
- ※搭載前人工衛星の構造等の変更認定についても、併せて規定（法第18条の3）。

<施行規則改正案（第18条の2）>

- 搭載前人工衛星等の適合認定を申請する場合には、申請書にて法で定められた事項に加えて以下を記載する。
 - － 搭載前人工衛星等の名称
 - － 搭載前人工衛星等の利用の目的及び方法
 - 適合認定をしたときは、搭載前人工衛星等認定書を交付する。
 - 搭載前人工衛星等認定書を内閣総理大臣に返納することができ、その場合には当該適合認定は効力を失う。
- ※搭載前人工衛星等の構造等を変更する場合の申請手続についても、併せて手続を定める（第18条の3）。

(4) 許可証明書が法定されたことに伴う追記

趣旨

- 法改正により、打上げ許可（その変更許可を含む。）において、宇宙ロケットの設計や打上げ施設に加えて、宇宙ロケットに搭載する人工衛星等の構造についても基準適合性を審査することとなったが、以下の方法により基準適合性を示す場合には、これらの審査を省略できる。

＜宇宙ロケットの打上げ許可申請時・宇宙ロケットの設計等の変更に係る打上げ変更許可申請時に基準適合性を示す方法＞

制度	打上げ許可申請時	打上げ変更許可申請時
宇宙ロケットの設計確認	設計確認番号記載	設計確認番号記載 + 変更確認を受けたことを証する書面添付
打上げ施設の適合認定	適合認定番号記載	適合認定番号記載 + 変更認定を受けたことを証する書面添付
搭載前人工衛星等の適合認定	適合認定番号記載	適合認定番号記載 + 変更認定を受けたことを証する書面添付
特定人工衛星管理許可	許可を受けたことを証する書面添付	変更許可を受けたことを証する書面添付

- 加えて、事業者より打上げ許可を受けたことを証する書面についての要望があった。
- これらの法改正及び事業者要望を踏まえ、各許可及び認定を証する書類に関する規定を追加する。

改正案の内容

- 許可証を交付した者に対して、許可証明書を交付するための規定を新設し、様式を追加する。
（第5条第8項、第9条第3項、第14条第3項、第17条第3項、第18条の3第3項、第20条第7項、第25条第3項、様式2の2、様式11の3、様式15の3、様式16の8、様式18の2）

(5) 申請効率化のための改正 1 (許可証の写しの削除)

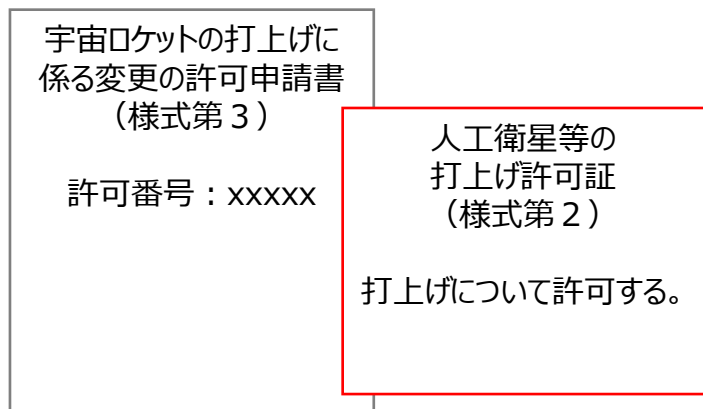
趣旨

- 申請効率化の観点から、申請時における許可証等の写しの提出を不要とする。

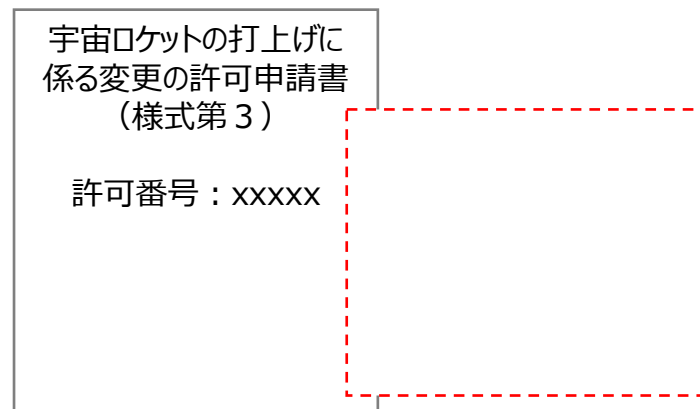
改正案の内容

- 以下の申請等の際に求めていた許可証等の写しについて、提出書類より削除する。
 - － 宇宙ロケットの打上げ許可の変更の許可及び届出
 - － 打上げ実施者の地位の承継の認可
 - － 宇宙ロケットの設計等の変更の確認及び届出
 - － 打上げ施設の場所等の変更の認定及び届出
 - － 特定人工衛星の管理許可の変更の許可及び届出
 - － 特定人工衛星管理者の地位の承継の認可
- なお、申請書に許可番号を記載する様式とする（現行施行規則でも同様）ことで、事務局は該当する許可証等を特定する。

<現行施行規則>



<改正案>



(6) 申請効率化のための改正 2 (まとめ申請、まとめ変更申請等)

趣旨

- 申請効率化による事業者の負担軽減のため、同一の内容についてまとめた申請を可能とする規定を新設する。

改正案の内容

- 現行施行規則では同一の申請事項についても申請書を 1 枚ずつ作成し、提出する必要がある。
- 申請効率化のため、以下に示す場合については、まとめ申請、まとめ変更申請及びまとめ変更届出を可能とする。

	まとめ申請	まとめ変更申請 ※まとめ変更届出についても同様
宇宙ロケットの設計の確認	二以上の <u>同一又は類似の設計の宇宙ロケット</u> について申請を併せて行う場合（第13条第1項）	二以上の <u>同一又は類似の設計の宇宙ロケット</u> に係る <u>同一の変更事項</u> について申請を併せて行う場合（第14条第1項）
打上げ施設の適合認定	二以上の <u>同一又は類似の設計の宇宙ロケット</u> に係る <u>打上げ施設</u> について申請を併せて行う場合（第16条第1項）	二以上の <u>同一又は類似の設計の宇宙ロケット</u> に係る <u>打上げ施設に係る同一の変更事項</u> について申請を併せて行う場合（第17条第1項）
搭載前人工衛星等の適合認定	二以上の <u>同一又は類似の構造の搭載前人工衛星等</u> について申請を併せて行う場合（第18条の2第1項）	二以上の <u>同一又は類似の構造の搭載前人工衛星等</u> に係る <u>同一の変更事項</u> について申請を併せて行う場合（第18条の3第1項）
特定人工衛星の管理許可	二以上の <u>同一又は類似の構造の特定人工衛星</u> に係る特定人工衛星の管理についての申請を併せて行う場合（第20条第1項）	二以上の <u>同一又は類似の構造の特定人工衛星</u> に係る特定人工衛星の管理に係る <u>同一の変更事項</u> について申請を併せて行う場合（第25条第1項）

特定人工衛星の管理に係る許可申請書 (様式第17の2)	別紙 1 - 1	別紙 1 - 2	...
CAO-SAT 1 号機	CAO-SAT 1 号機	CAO-SAT 2 号機	
CAO-SAT 2 号機	寸法 620mm × 620mm × 510mm	寸法 ☒ 別紙 1 - 1 と同一	
⋮	全備質量 60kg	全備質量 ☐ 別紙 1 - 1 と同一 70kg	
	設計寿命 3 年	設計寿命 ☒ 別紙 1 - 1 と同一	
	⋮	⋮	

(7) 外国の基準との調和を図るため等の改正

趣旨

- 法改正を反映。ロケット安全基準・設計別施設安全基準については、外国制度との調和を図る改正を行う。

改正案の内容

- 以下のとおり、各基準を改正・整備する。

ロケット安全基準（第7条）

- 外国の基準を踏まえ、以下のとおり基準を改正。
 - 故障等があっても安全を確保することができる措置の対象となるシステムを「安全上重大なシステム」と定義（第7条第2号）。

安全上重大なシステム：着火装置、分離装置その他の装置、機器若しくは設備又はこれらに係るプログラム（以下「システム」と総称する。）であって、当該システムが意図せず作動したときに公共の安全の確保に重大な支障を及ぼすおそれがあるものをいう。
 - 多重化の措置等の対象となるシステムを「飛行中断システム」として明確化（第7条第5号）。

飛行中断システム：飛行中断措置に係るシステムをいう。

設計別施設安全基準（第8条）

- 法改正（法第6条第3号）を反映し、名称を「型式別施設安全基準」から「設計別施設安全基準」に変更。
- 法改正（法第6条第3号）も踏まえ、当該変更後の基準が宇宙ロケットの設計に応じて定める基準のうち、地上の打上げ施設を用いて打ち上げられる宇宙ロケットについての基準であることを明確化（第8条第1項）。
- 「飛行安全管理」について、飛行中断措置との関係の明確化等、定義を再整理（第8条第1項第4号）。
- 飛行中断措置を講ずるために無線設備を用いない場合には当該無線設備を要件から除外（第8条第1項第4号・第4号ロ）。

特定人工衛星制御等基準

人工衛星等汚染等防止・安全基準（第8条の2）

- 法改正により投入先・配置先を勘案することとされたこと等（法第6条第4号ロ）を踏まえ、人工衛星等の構造が適合すべき基準として、「人工衛星等汚染等防止・安全基準」を整備。
 - 分離又は結合時の他の人工衛星等への悪影響防止の仕組み（第8条の2第1号）。
 - 地球周回軌道に投入する人工衛星等において、飛散防止の仕組み、及び異常時の破砕防止の仕組みが講じられていること（第8条の2第2号）。
 - 地球に落下する人工衛星等において、地球落下時の第三者損害防止の仕組み、及び他の天体由来の物質による地球環境悪化の防止の仕組みが講じられていること（第8条の2第3号）。
 - 地球以外の天体の周回軌道に投入される、又は天体に落下・配置される人工衛星等において、飛散防止の仕組み及び異常時の破砕防止の仕組みがなるべく講じられていること、及び他の天体の環境汚染防止の仕組みが講じられていること（第8条の2第4号）。

法第22条第2号の内閣府令で定める基準（第22条）

- 特定人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御するために必要な特定人工衛星の構造の基準を整備。
 - 位置、姿勢及び状態を示す信号を送信する無線設備を搭載していること（第22条第1号）。
 - 位置、姿勢及び状態を制御する信号を受信する無線設備を搭載していること（第22条第2号）。
 - 管理計画を遵守するために十分な信頼性を確保するための措置が講じられていること（第22条第3号）。

(8) 締約国外国政府の許可等があった場合の省略規定を追加

趣旨

- 法改正前に規定されていた外国認定制度は、これまで定めた実績はなく、加えて、「外国政府が確認した設計」を「我が国が確認した設計」と同等に取り扱うためには、審査項目・基準の一致、基準変更の際の対応のすり合わせ等が必要となるところ、宇宙ロケットの設計に世界的な基準がない現状においては、これらの課題を乗り越える見通しが立たないことから、法改正において当該規定を削除した。
- 一方で、現在、相互承認に向けた対応として、二国政府間において、宇宙ロケットの審査に係る調和を図る動き(※)が出ている。
- この動きを受けて、内閣府令で定める追加添付書類については、審査効率化の観点から、外国政府から我が国の打上げ許可・設計確認に相当する処分を受けている場合はそれらを省略可能とできる規定を新設する。

※ 令和8年8月31日に米国当局との間でMOCを締結（以下抜粋）

I. Objectives

A. Pursuant to this MOC, the Participants intend to share best practices applicable to commercial space transportation, as well as in the promotion of industry standards, with the objective of collaborating on projects and matters of mutual interest.

B. The objectives of this MOC may be achieved by cooperation in the following areas including but not limited to:

1. (略)

2. The exploring commonality in safety standards, risk management criteria, and compliance evaluation for the launch, re-entry of space vehicles, suborbital flights, human space flight, and/or spaceports

3. 4. (略)

改正案の内容

以下の要件を満たす場合に、添付書類を省略することができる規定を設ける（第13条第5項）。

【要件】

- ✓ 締約国外国政府が行う宇宙ロケットの打上げに係る許可又は宇宙ロケットの設計の確認に相当する処分であること
- ✓ 宇宙ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する上で我が国と同等以上の基準及び手続によりその設計の当該基準への適合性を確認するものとして内閣総理大臣が認めるものを受けているとき

【省略できる書類】

- ・ 宇宙ロケットの飛行実績又は試験結果を記載した書類
- ・ 宇宙ロケットの信頼性の評価結果を記載した書類
- ・ 宇宙ロケットが設計に合致していることの確認方法を記載した書類

(9) 欠格事由の該当有無の確認方法の変更に関する改正

趣旨

- 他の法令制度に鑑み、申請者が欠格事由に該当しないことを誓約する方法へと適正化を図る。

改正案の内容

<現行施行規則>

- 申請書記載事項として「欠格事由に該当しないこと」が規定されている。
- 申請書様式において欠格事由の該当有無にチェックを入れる欄を設けている。

(旧様式第1、旧様式第5、旧様式第6、旧様式第7、旧様式第17、旧様式第22、旧様式第24、旧様式第25)

(様式1)

人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の数並びにそれぞれの人工衛星の名称、利用の目的及び方法	人工衛星の数：	
	(名称)	(目的及び方法)
人工衛星等の打上げに係る業務を行う役員の氏名 (申請者が法人の場合)		
人工衛星等の打上げに係る業務を行う使用人の氏名		
法第5条に定める欠格事由の該当有無		
☐ 有 ☒ 無		

→ 当該欄を廃止

<改正案>

- 申請書記載事項における当該規定及び様式における当該欄を削除する。
- 申請書に添える書類として、申請者が欠格事由に該当しないことを誓約する書類(誓約書)を提出することとする。

(第5条第2項第10号、第10条第1項第4号・第2項第5号・第3項第5号、第20条第2項第2号、第27条第1項第4号・第3項第5号、第4項第5号)

- マニュアル等において、様式例を示すことを検討。

(様式例)

(別添3)

誓 約 書

内閣府宇宙開発戦略推進事務局 殿

私は、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第五条第一号から第五号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

4. 審査基準改正案及びガイドライン改正の方向性の概要

※ 4. にて改正後の法の条文を引用する場合は「法第○条」、施行規則改正案の条文を引用する場合は「規則第○条」と記載する。

審査基準改正案の概要

（１）宇宙ロケットの打上げに係る許可関係

1. 宇宙ロケット打上げの目的／搭載する人工衛星等の利用の目的及び方法等に関する基準を新設（①）
2. 打上げ施設の使用の方法に関する基準を新設（①）
3. 搭載される人工衛星等を考慮した飛行能力に関する基準を改正（①）
4. 飛行中断に係る基準の改正（③）
5. 他の物体との離隔距離の確保に関する基準を改正（①）

（２）宇宙ロケットの設計の確認関係

1. 旧「着火装置等の安全要求」を「安全上重大なシステムの安全要求」に改正（③）
2. 旧「重要なシステムの安全要求」を「飛行中断システムの安全要求」に改正（③）

（３）打上げ施設の適合認定関係

1. 旧「着火装置等の安全要求」を「安全上重大なシステムの安全要求」に改正（③）
2. 旧「重要なシステムの安全要求」を「飛行中断システムの安全要求」に改正（③）

（４）搭載前人工衛星等の適合認定関係

1. 人工衛星等汚染等防止・安全基準を新設（①）

（５）特定人工衛星の管理に係る許可関係

1. 特定人工衛星を制御するために必要な構造上の基準を新設（①）

（６）損害賠償責任関係

1. 法改正に伴う用語の修正等（①）

＜施行規則等の改正方針案＞（再掲）

- ①法改正を受けた対応
- ②法案審議における指摘事項への対応
- ③多様なロケットの打上げ形態への対応
- ④その他

(1) 宇宙ロケットの打上げに係る許可関係

趣旨 1

- 法改正により、宇宙ロケットに人工衛星等を搭載する場合・しない場合等の多様な打上げ形態を許可対象に取り込むため、「宇宙ロケットの打上げの目的（法第4条第2項第2号）／搭載する人工衛星等の利用の目的・構造（同項第5号ホヘ）」が申請・審査項目とされたことから、審査基準を新設。

改正案の内容 1

宇宙ロケットの打上げの目的（法第6条第1号）

- 宇宙ロケットの打上げの目的が、基本理念（宇宙基本法第2条から第7条まで）に則したものであること。
- 宇宙ロケットの打上げの目的が、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施並びに公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものであること。

宇宙ロケットに搭載する人工衛星等（法第6条第4号）

宇宙ロケットに人工衛星等を搭載する場合にあっては、搭載する人工衛星等のそれぞれについても以下を確認。

- 利用の目的及び方法が、基本理念に則していること。
- 構造が、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。（＝人工衛星等汚染等防止・安全基準への適合（後述））

【ガイドラインの改正の方向性】

宇宙ロケットの利用の目的・方法については現行法第6条第4号を踏襲。搭載する人工衛星等の構造の基準については、特定人工衛星の管理に係る許可における人工衛星等の構造基準と同様。

(1) 宇宙ロケットの打上げに係る許可関係

趣旨 2

- 法改正により、「打上げ施設の場所、構造及び設備（法第4条第2項第4号）」とは別に、「打上げ施設の使用の方法（同項第6号ハ）」がロケット打上げ計画の一部として申請・審査項目とされたことに伴い、審査基準を新設。

改正案の内容 2

ロケット打上げ計画及び当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力（法第6条第5号）

- 1 打上げ施設の使用の方法
 - ・ 打上げ施設と宇宙ロケットとの間で信号を送受信する方法が公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - ・ 宇宙ロケットの構成品の受入れ、宇宙ロケットの組立て、衛星搭載等の方法及び宇宙ロケットの発射に係る主な設備の使用の方法を記載した文書を作成し、当該文書に記載された方法を実施すること。

【ガイドラインの改正の方向性】

打上げ準備作業に係る打上げ施設の使用の方法を定めた文書一覧を示すことを想定。

（文書一覧とは、宇宙ロケット及び打上げ施設が打上げに供される準備状況がわかる文書）

(1) 宇宙ロケットの打上げに係る許可関係

趣旨 3

- 法改正により、宇宙ロケットに人工衛星等を搭載する場合にあつては、「搭載の方法（法第4条第2項第6号二）」がロケット打上げ計画の一部として申請・審査項目とされたことに伴い、飛行能力に関する審査基準を改正。

改正案の内容 3

ロケット打上げ計画及び当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力（法第6条第5号）

- 2 搭載される人工衛星等を考慮した飛行能力
(略)
- 宇宙ロケットに人工衛星等が搭載される場合には、その据付けの位置、宇宙ロケットとの連結の方法その他の搭載の方法が宇宙ロケットの耐性又は人工衛星等の耐性に重大な支障を生じないこと。

【ガイドラインの改正の方向性】

人工衛星等の据付けの位置、宇宙ロケットとの連結の方法その他の搭載の方法を踏まえつつ、搭載される人工衛星により宇宙ロケットの飛行に支障を生じないことを、重心・重量解析などにより評価するものとする。

(1) 宇宙ロケットの打上げに係る許可関係

趣旨 4

飛行中断の実施に関して、外国制度における基準及びこれまでの打上げの事例を踏まえ、以下を新設。

- 飛行計画の成立上、やむを得ない場合において、ロケットの飛行中断により安全を確保することができない飛行フェーズにおいては、他の手段にて他の飛行フェーズと同等の安全性を確保することをロケットの設計及びロケット打上げ計画における審査基準として新設。
- 飛行中断実施後に関係機関への速やかな連絡の方法について確認することをロケット打上げ計画における審査基準として新設。

改正案の内容 4

ロケット打上げ計画及び当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力（法第6条第5号）

5 飛行中断の実施

(略)

- 飛行計画の成立上、やむを得ない場合において、ロケットの飛行中断により安全を確保することができない飛行フェーズにおいては、他の手段にて他の飛行フェーズと同等の安全性を確保すること。
- 飛行中断を実施した場合は、航空交通管制機関その他の関係機関に速やかに連絡すること。

【ガイドラインの改正の方向性】

- 飛行中断が安全確保手段として使用できない飛行フェーズについては、ハザード解析の手段を用いて安全確保を図る必要がある。
- 飛行中断を実施した場合は、航空交通管制機関その他の関係機関に速やかに連絡すること。破片落下予想域については事前又は事後に上記機関に調整・連絡すること。

(1) 宇宙ロケットの打上げに係る許可関係

趣旨 5

- 法改正により、人工衛星等を分離する場合における、「分離の際の宇宙ロケットの速度及び高度の設定、分離の際に他の物体との離隔距離を確保する方法その他の分離の方法」がロケット打上げ計画の一部として申請・審査項目とされたことに伴い、他の物体との離隔距離を確保できることを適切な打上げ日の評価の一部とするように改正。

改正案の内容 5

ロケット打上げ計画及び当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力（法第6条第5号）

18 適切な打上げ日時及び分離の方法の設定

- 打上げに際し、軌道上において活動する者の生命の安全を確保するため、軌道上の宇宙ステーションその他の有人宇宙船を含む他の物体との衝突を回避する打上げ日時並びに人工衛星等を分離する場合にあっては、当該分離の際の宇宙ロケットの速度及び高度の設定、分離の際に他の軌道上の宇宙ステーションその他の有人宇宙船を含む他の物体との離隔距離を確保する方法その他の分離の方法を定めること。

【ガイドラインの改正の方向性】

現行の「適切な打上げ日時の設定」の基準と同様に、軌道上において活動する者の生命の安全を確保するため、有人宇宙船等（軌道上の宇宙ステーション、有人宇宙船）と干渉がないよう、打上げ日時並びに分離の際の宇宙ロケットの速度及び高度の設定、分離の際に他の物体との離隔距離を確保する方法その他の分離の方法を設定する。

※但し、無人機等有人物体以外の物体の扱いについては、実現方法も含めて現在調整中

(2) 宇宙ロケットの設計の確認関係

趣旨 1

- これまでの審査実績及び外国制度における基準を考慮し、旧「着火装置等の安全要求」を「安全上重大なシステムの安全要求」に改正する。安全上重大なシステムは事業者がハザード解析を通じて識別することになり、事業者の宇宙ロケットの多様な形態に対応できる基準となる。

改正案の内容 1

宇宙ロケットの設計（法第6条第2号）

- 2 安全上重大なシステムの安全要求（規則第7条第2号）
- ハザード解析その他のリスク分析を用いて、安全上重大なシステムが識別されていること。
- （以下略）

【ガイドラインの改正の方向性】

- 安全上重大なシステムは、ハザード解析その他のリスク分析を用いることにより、申請者が識別。
- 合理的に予見可能なあらゆる不具合事象を想定し、必要な故障許容を確保できるよう、システムの不期作動、非作動や無効化により生じるハザードを防止する設計を行うこと。
- 対象のシステムについてフェーズごとにハザードと被害度合いを識別し、設計上の制御方法と検証方法を設定すること。
- ハザード識別にあたっては、FHA(Functional Hazard Assessment)等で網羅的に不適合事象を抽出しFTA(Fault Tree Analysis)やFMEA(Failure Mode And Effects Analysis)等の手法も用いて故障原因（特に共通原因故障）の排除に努めること。ハザード解析を実施するにあたっては、ハザードを「第三者人命又は財産の喪失」と定義する。

(2) 宇宙ロケットの設計の確認関係

趣旨 2

- これまでの審査実績及び外国制度における基準を考慮し、旧「重要なシステム等の信頼性及び冗長性」を「飛行中断システムの信頼性及び冗長性」に改正する。

改正案の内容 2

- 5 **飛行中断システムの安全要求**（規則第7条第5号）
- 宇宙ロケットの飛行中断措置により飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する機能を構成する**飛行中断システム**については、95%の信頼水準又は同等の水準で信頼性が0.999以上であり、故障等があっても機能するよう多重化が施されているものであること。
(以下略)

【ガイドラインの改正の方向性】

- 意図明確化による名称の変更。
- 安全上重要なシステムから飛行中断システムを含めないことにしたことによる、不期作動による公共の安全を確保することができる措置を追加。

(3) 打上げ施設の適合認定関係

趣旨 1

- これまでの審査実績及び外国制度との調和のため、旧「着火装置等の安全要求」を「安全上重大なシステムの安全要求」に改正する。安全上重大なシステムは事業者がハザード解析を通じて識別することになり、事業者の宇宙ロケットの多様な形態に対応できる基準となる。さらに、ソフトウェアを用いた制御系に対する基準を明確化する。

改正案の内容 1

打上げ施設（法第6条第3号）

- 2 安全上重大なシステムの安全要求（規則第7条第2号）
- ハザード解析その他のリスク分析を用いて、安全上重大なシステムが識別されていること。
- （以下略）

【ガイドラインの改正の方向性】

宇宙ロケットの設計の確認における安全上重大なシステムの識別に係る審査基準と同様。

(3) 打上げ施設の適合認定関係

趣旨 2

- これまでの審査実績及び外国制度における基準を考慮し、旧「重要なシステム等の信頼性及び冗長性」を「飛行中断システムの信頼性及び冗長性」に改正する。

改正案の内容 2

- 5 **飛行中断システムの安全要求**（規則第8条第5号）
- 宇宙ロケットの飛行中断措置により飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する機能を構成する**飛行中断システム**については、95%の信頼水準又は同等の水準で信頼性が0.999以上であり、故障等があっても機能するよう多重化が施されているものであること。
(以下略)

【ガイドラインの改正の方向性】

- 宇宙ロケットの設計の確認における飛行中断システムの安全要求の識別に係る審査基準と同様。

(4) 人工衛星等汚染等防止・安全基準

趣旨

- 法改正により、人工衛星等汚染等防止・安全基準が、「人工衛星等の投入先・配置先を勘案して定める」とこととされているため、投入先・配置先の違いを考慮した審査基準として再構成。

改正案の内容

人工衛星等汚染等防止・安全基準（法第6条第4号イ）

従来の人工衛星の構造基準

1. 意図しない物体放出防止
2. 分離又は結合時の他の人工衛星の管理への干渉防止
3. 異常時の破砕防止
4. 再突入時の第三者損害の防止
5. 他の天体由来の物質による地球環境悪化の防止
6. 他の天体の環境汚染の防止

人工衛星等汚染等防止・安全基準

1. 分離又は結合時の他の人工衛星等への悪影響防止の仕組み
2. 地球を回る軌道に投入する人工衛星等にあつては以下が講じられていること。
 - ① 意図しない物体放出防止の仕組み
 - ② 異常時の破砕防止の仕組み
3. 地球に落下する人工衛星等にあつては以下が講じられていること。
 - ① 再突入時の第三者損害の防止の仕組み
 - ② 他の天体由来の物質による地球環境悪化防止の仕組み
4. 地球以外の天体の軌道に投入/天体に配置する人工衛星等にあつては以下が講じられていること。
 - ① 他の天体の環境汚染の防止の仕組み
 - ② **2①・2②がなるべく講じられていること。**

【ガイドラインの改正の方向性】

審査基準と同様に、地球を回る軌道以外に投入・配置する場合は、相当の理由がある場合を除き、意図しない物体放出防止の仕組みと異常時の破砕防止の仕組みを講じなければならないこととする。相当の理由は、ミッションの特性に応じて判断することを明確化。

(5) 特定人工衛星の管理に係る許可関係

趣旨

- 法改正により、従来の人工衛星の構造基準（法における「人工衛星等汚染等防止・安全基準」）に加えて、特定人工衛星の構造が適合すべき基準として、法第22条第2号の内閣府令で定める基準が新設されたことに伴い、当該基準に対応する審査基準を新設。

改正案の内容

法第22条第2号の内閣府令で定める基準（規則第22条）

- (1) 信号送信用の無線設備（規則第22条第1号）
 - 制御の前提として信号送信設備を有することを明確化。
- (2) 信号受信用の無線設備（規則第22条第2号）
 - 制御の前提として信号受信設備を有することを明確化。
- (3) 管理計画遵守のための信頼性（規則第22条第3号）
 - 管理計画を遵守するために必要なシステムについては、リスクに応じて十分な信頼性を確保するための措置が講じられているものであること。

【ガイドラインの改正の方向性】

特定人工衛星の位置、姿勢及び状態の情報の取得・送受信することができるシステムの主要性能を示すとともに、管理計画を遵守するために必要なシステムについては、故障モードを識別して、故障のリスクに対する低減策（例えば、冗長性を持たせる、高信頼性機器を採用する、実績のある機器を採用する、フェールセーフ設計・運用上の代替措置・機能縮退運転・ミッション特性を踏まえたリスク受容等）を講ずることとする。

(5) 特定人工衛星の管理に係る許可関係

参考：「管理計画を遵守するために必要なシステムについては、リスクに応じて十分な信頼性を確保するための措置が講じられているものであること。」の実施例

管理計画遵守に必要なシステム	故障モード	影響	リスク低減策
姿勢制御系	姿勢制御機能喪失	ミッション運用不能、軌道離脱運用不可	冗長化、異常検知機能、緊急時運用手順
電源系	電力供給喪失	衛星機能停止	バッテリー余裕設計、電源ライン冗長化、異常検知機能、緊急時運用手順
通信系	地上局との通信断	指令送信不可、状態監視不可	冗長化、複数地上局利用
軌道制御系	推進系故障	軌道維持・離脱運用不可	推薬マージン確保、異常検知機能、緊急時運用手順
オンボードコンピュータ	ソフトウェア異常	管理計画の実行不能	Watchdog、リポート機能、ソフトウェア検証
状態監視機能	テレメトリ取得不能	異常検知遅延	複数パラメータ監視、ヘルスチェック

(6) 損害賠償責任関係

趣旨

- 法改正に伴う用語の変更を反映するとともに、新たに法律上位置づけられた、人工衛星等の宇宙ロケットへの搭載を委託した者（法第53条第2項第2号）の責任等を明確化。

改正案の内容

- 審査基準上位置づけられる「ロケット落下等損害」に対する損害賠償担保措置に係る大きな変更点は無し。

【ガイドラインの改正の方向性】

1 適用対象の追加

損害賠償責任等が発生する可能性する者として、国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用い、かつ、特定人工衛星以外の人工衛星等を搭載して宇宙ロケットの打上げが行われた場合における、当該人工衛星等の搭載を委託した者を追加。

2 超過補償契約と損害賠償担保措置との関係の明確化

損害賠償担保措置として責任保険契約を締結し、損害額が賠償措置額を超えた場合、賠償措置額満額を責任保険契約又は特定補償契約により第三者損害に充当しなければ超過補償契約は発動しない点に留意することを明確化。

5. マニュアルの改正の方向性の概要

申請マニュアル及び宇宙物体登録に係る情報提供マニュアル

<申請マニュアル>

趣旨

- 法改正に伴う用語の変更や制度の変更を反映するとともに、主に以下の点を改正

改正の方向性

1 法改正によって追加・変更された申請手続を追加

許認可における申請事項等の改正点を反映するとともに、搭載前人工衛星等の適合認定制度の手続を新設

2 宇宙ロケット関係と人工衛星等関係でそれぞれ新設

従来一本であった申請マニュアルを廃止し、①宇宙ロケットの打上げに係る許可、宇宙ロケットの設計の確認及び施設適合認定に関するマニュアルと、②特定人工衛星の管理に係る許可及び搭載前人工衛星等の適合認定に関するマニュアルをそれぞれ新設

3 審査効率化対応

先述（P.15、P.16）の審査効率化の手続を具体的に記載（まとめ申請、過去の許可の引用の記載例）

<宇宙物体登録に係る情報提供マニュアル>

趣旨

- 法改正に伴う用語の変更や制度の変更を反映するとともに、一部改正

改正の方向性

1 情報提供の対象及び情報提供を行う主体の追加（明確化）

情報提供の対象に人工衛星等を追加（明確化）し、情報提供を行う主体に特定人工衛星以外の人工衛星等の所有権その他の管理の権原を有する国内に所在する者を追加（明確化）

2 UNOOSA の登録情報提出用紙の記載方法の補足拡充

情報提供者の分かりやすさのため、UNOOSA の登録情報提出用紙の各項目に関して記載例、留意事項を拡充

※ 活動法に係るマニュアルについては、今年度の改正後以降は、申請者の利便性等を鑑み柔軟に変更するため、事務局側の裁量で変更させていただく予定。

6. 今後のスケジュール

今後のスケジュール（予定）

今後、事業者との調整やパブリックコメントによる意見募集を行いながら、基準・安全小委員会でご審議をいただき、所定の手続きを経て、令和9年度はじめ頃の改正法施行日に合わせて施行規則施行やガイドライン等の公開を行う。

- 令和8年 9月7日 第5回宇宙活動法基準・安全小委員会（施行規則／ガイドライン案等審議）
- 令和8年 9月～11月 事業者との調整
- 令和8年 11月24日 第6回宇宙活動法基準・安全小委員会（施行規則／ガイドライン案等審議）
- 令和8年 12月 パブリック・コメントによる意見募集
- 令和9年 2月16日 第7回宇宙活動法基準・安全小委員会（施行規則／ガイドライン案等審議）
- 令和9年 4月～6月 改正法施行日／施行規則施行、ガイドライン等公開



内閣府

宇宙開発戦略推進事務局